事 務 連 絡 平成24年3月26日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室

ボツリヌス食中毒の発生について

今般、鳥取県においてボツリヌス食中毒が発生しました(別紙1)。当該事例において「あずきばっとう(700g)」(要冷蔵品)からボツリヌス毒素が検出されたため、当該製造業者が他の製品も含めて自主回収を実施しているところです(別紙2)。

当該事例でのボツリヌス毒素検出食品の入手の経路や時期は不明であり、賞味期限、保存状況も調査中ですが、ボツリヌス毒素による食中毒の重篤性を考慮して、幅広く消費者や医療機関への周知をお願いいたします。

また、従来より食中毒もしくはその疑いのある事案の発生時には食中毒処理要領等に基づく対応をお願いしているところですが、散発的に発生している食中毒患者の早期発見と被害の拡大防止に万全を期すため、同様の事例を探知した際には、疫学調査、食品検査等の調査状況について、その結果のみならず経過についても迅速に食中毒被害情報管理室あてに情報提供いただくようお願いいたします。

厚生労働省医薬食品局監視安全課 食中毒被害情報管理室 松岡、石丸

TEL: 03-5235-1111 (内線: 4239、4240)

FAX: 03-3503-7964